

第8章 共通的・基盤的施策

第1節 調査研究

府の研究所等（保健環境研究所、中小企業技術センター、織物・機械金属振興センター、農林水産技術センター）においては、次のとおり地域の環境課題に応じた調査や研究を行っています。

表3-8-1 研究所等における調査研究

機関名	テーマ等	内 容	
保健環境研究所	光化学オキシダント等の変動要因解析を通じた地域大気汚染対策提言の試み (国立環境研究所Ⅱ型共同研究)	光化学オキシダントの経年変化は地域によって傾向が異なっており、これには前駆物質の排出量変化のみならず気候変動、越境汚染も関連因子と考えられる。地域における大気汚染物質の経年変化や気象等の既存データを詳細に解析することにより、窒素酸化物、揮発性有機化合物等の排出量変化等をはじめとする各種因子による光化学オキシダント生成への影響の把握を行う。	
	災害時等における化学物質の網羅的簡易迅速測定法の導入検討(国立環境研究所Ⅱ型共同研究)	事故・災害時における初動クリーニングのために国立環境研究所等により開発された全自動同定定量システムの導入の検討を行うとともに前処理方法の検討を行う。	
中小企業技術センター	有機溶媒含有廃液中のイリジウムの回収	イリジウムは白金族に属する貴金属元素で、様々な工業分野で用いられている。イリジウムは希少で高価であり、水素生成にも使われることから環境対策強化に伴う需要増が見込まれている。このような理由から使用過程においてイリジウムが混入した廃液は回収して再度製品へとリサイクルすることが求められている。本研究では有機溶媒廃液中のイリジウムの回収プロセスについて検討を行う。	
織物・機械金属振興センター	落ち葉で染めた織物素材の開発の実用化	当センターの開発成果を活用し、機織養蚕の守護神である狛猫が鎮座する金刀比羅神社、こまねこまつり実行委員会、織物事業者（いずれも京丹後市峰山町）が連携して境内の落ち葉で染めた丹後ちりめんのお守りを製作し、地域住民等に授与した。	
農林水産技術センター	農林センター	「京式部」の専用脱プラスチック発型肥料の開発及び早植高品質栽培技術の確立	「京式部」などの府オリジナル品種の栽培に適した肥効パターンを活用して、脱プラスチック発型肥料を開発する。従来の栽培方法と同等の品質・食味を確保できる栽培技術を確立する。
		全国農地土壌炭素調査	パリ協定及び我が国の地球温暖化対策計画に基づき、農業分野における地球温暖化防止策への貢献が求められている。そのため、農地をCO ₂ 吸収源として活用することを目指し、農地土壌炭素含有量等を把握する。
		黒大豆エダマメ栽培における環境負荷低減技術の確立	土壌環境の負荷低減を図るため、緑肥と混合堆肥及び複合肥料を利用した栽培体系を構築し、化学肥料を削減した黒大豆エダマメの栽培技術を確立する。
	海洋センター	ブルーカーボンを活用した海藻養殖技術の確立	「みどりの食料システム戦略」において海藻類によるCO ₂ の吸収（ブルーカーボン）の推進が図られていることから、府においても独自に開発した養殖手法をベースに、アカモクをCO ₂ 吸収源として活用するとともに、アカモク養殖の生産面及び品質面で生じる課題を解決し、安定性向上技術を確立する。

第2節 土地利用対策

「京都府土地利用基本計画」

「京都府土地利用基本計画」（以下本項において「基本計画」という。）は、「京都府国土利用計画」を基本とし、土地利用に関する基本的な方向づけを行うもので、土地取引の規制、土地利用の規制、遊休土地に関する措置等の実施のための基本となる計画です。

また、基本計画は、「都市計画法」「農業振興地域の整備に関する法律」「森林法」「自然公園法」「自然環境保全法」等に基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものであり、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域を指定し、図面表示した計画図（縮尺五万分の一）と、土地利用の基本方針、土地利用の原則及び地域設定の重複する地域における土地利用の調整指導方針を定めた計画書で構成されています。

なお、基本計画は、昭和 50 年 4 月に初めて策定され、計画図は、毎年必要に応じて変更が行われており、また、計画書は、基本計画の基となる「京都府国土利用計画（第 5 次計画）」が平成 29 年 1 月に策定されたことから、平成 30 年 1 月に改定されています。

第 3 節 規制的措施

府警察では、府民の安全で快適な生活を確保するため、市町村と連携し、生活環境を破壊する悪質な環境犯罪の取締りを積極的に進めています。

環境犯罪には、廃棄物事犯、水質汚濁事犯等がありますが、近年は、不法投棄や不法焼却等の廃棄物事犯が大多数を占めており、これらの違反による検挙が高い水準で推移しています。

令和 4 年中は、建築業者等による産業廃棄物の不法焼却事犯等、廃棄物に係る事犯 262 件（前年対比+12 件）、300 人（前年対比+27 人）を検挙したほか、森林法違反 3 件（前年対比+ 2 件）、2 人（前年対比+ 1 人）を検挙しています。

表 3-8-2 環境犯罪の取締り状況の推移

区分	平成 30 年		令和元年		令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年	
	件数	人員	件数	人員	件数	件数	人員	件数	人員	件数
廃棄物に係る事犯	215	246	197	225	206	217	250	273	262	300
その他環境事犯	1	2	2	0	3	6	1	1	3	2
合計	216	248	199	225	209	223	251	274	265	302

注) 暦年(1~12月)による

第 4 節 「京都府緑と文化の基金」制度の活用

府では、京都の優れた自然環境や文化遺産等の貴重な歴史的環境を保全するとともに、自然とのふれあいの場の創出等を図り、緑豊かな文化の香り高い京都を将来の府民に引き継ぐため、平成 2 年に全国最大規模の「京都府緑と文化の基金」を創設しました。

この基金では、身近な自然環境や地域固有の伝統芸能、祭り等の歴史的環境から地域環境まで幅広く対象とし、特にこれまで保全制度の谷間にあって埋もれているものや、隠れた貴重な自然環境・文化遺産等の掘り起こしを図るなど、それらに光を当てる取組を進めており、幅広い視野に立って、市町村をはじめとした関係機関が密接に連携しあう柔軟な取組を進めています。